

## 要望書に対する回答について

令和2年7月29日  
文部科学省初等中等教育局  
参事官（高等学校担当）付

### ◆ 令和2年6月22日付け「広域通信制高校の新型コロナウイルス感染症対策のために面接指導できないと判断する場合の処置の申請について」より要望事項抜粋

私たち自治体と学校がもっとも心配なことは、地域により第二波・第三波の感染の継続や拡大の可能性が高い中、単位取得の要件の一つである面接指導を実施出来るかどうかという点です。今年度の面接指導・試験実施に関しては、設置者及び学校ともども出来る限りの努力はいたしますが、地域住民の健康・命や生徒の健康・命に影響を及ぼす際にはICT等を活用しての面接指導等も一つの選択肢としてご裁可いただきたいと存じます。

(回答)

- 高等学校学習指導要領において、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合であって、多様なメディアを利用して行う学習を取り入れた場合には、特例的に面接指導等時間数の免除（10分の8まで）が認められております。文部科学省としては、今回の新型コロナウイルス感染症対策のため、ICT等を活用した教育活動を行う場合には、その減免制度を活用することで、面接指導（スクーリング）の多くの部分を代替することができることとなる旨について、令和2年5月18日付け事務連絡「新型コロナウイルスの感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できなかった生徒に対する高等学校通信制課程の学習指導について」で既にお示したところです。
- そのため、御要望のICT等を活用した教育活動は、もとより実施できるものであり、上記の面接指導等時間数の減免制度を活用することにより、面接指導の多くの部分を代替することが可能となっております。
- 一方で、面接指導は高等学校通信教育の基幹部分であり、その重要性を踏まえ、一定の時間については、対面による面接指導が必要であり、その趣旨は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動においても不変であることから、学校再開後においては、法令に則り、対面による面接指導を適切に行っていただく必要があります。
- 文部科学省としては、上記の令和2年5月18日付け事務連絡でお示した方針も踏まえ、まずは感染防止対策を徹底した上での段階的な教育活動の開始（最終学年を優先した面接指導の分散実施等）やICT等を活用した教育活動を行う場合における面接指導等時間数の減免制度の活用等を検討いただきたいと考えております。

- また、広域通信制高等学校の中には、全国に居住する生徒を本校校舎で特定時期に集中的に面接指導を実施する形式（いわゆる「集中スクーリング」）で通信教育を実施する学校もあるものと承知しております。こうした形式で実施する場合であっても、今後の段階的な教育活動の開始に当たっては、感染症対策を徹底した上で、例えば最終学年を優先した分散的な実施を図るなど、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」（2020.6.16 Ver.2）も参照いただきながら、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、健やかな学びを保障していくことが考えられます。
  
- なお、株式会社立の通信制高等学校の実施する面接指導等は、その構造改革特区の制度趣旨を踏まえ、法令に基づき必要な教育環境を備えるものとして認定を受けた認定構造改革特区計画に記載された区域内で行うこととされておりますところ、今後、第2波・第3波などの新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化等が生じる場合に備え、国、都道府県又は市町村において移動の自粛要請が表明されている場合であって、集中スクーリングをはじめとする都道府県をまたいだ移動を伴う面接指導等をやむを得ず実施できない場合には、一定の条件の下で認定構造改革特区計画に記載された区域外において他の学校等の施設及び設備を使用して面接指導等を行うことが可能となるよう、今後、内閣府と連携して、特例的な措置の具体的な在り方を検討する予定としております。